

「標準的な運賃」の届出・未届による助成金の扱い

◎「標準的な運賃」の運輸支局への届出が確認できない場合、申請できない助成金

※令和6年度以降、埼ト協の助成金を初めて利用する場合は、「標準的な運賃」を運輸支局へ届出した受付印(写)の添付が必要となります。

○環境対応型ディーゼル車

○蓄熱マット(蓄熱式又は電気式の毛布、マット又はベッド)

○既存照明設備LED化更新工事

○防災対策導入促進(発電機、防災用備蓄品)

◎「標準的な運賃」を運輸支局へ届出しなくても全ト協分のみ申請できる助成金

○天然ガス車・ハイブリッド車・電気車・燃料電池車

「標準的な運賃」の運輸支局への届出が確認できる場合は、ハイブリッド車・電気車・燃料電池車は、埼ト協分も上乗せになります。

○アイドリングストップ支援機器(エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置)

4月～2月末までに導入(支払い、リース契約、割賦販売契約等)が完了した全ト協指定機器のみ対象となります。

なお、「標準的な運賃」の運輸支局への届出が確認できる場合は、3月中に導入が完了したものと及び、全ト協指定機器以外の機器も助成対象となります。

◎「標準的な運賃」の運輸支局への届出に関係なく申請できる助成金

○緑化事業

※金額等詳細については、各種助成金の申請ページをご確認ください。